

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 日

亀 岡 市 長      桂    川    孝    裕

亀岡市規則第 3 5 号

亀岡市老人医療費支給条例施行規則  
の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成 1 4 年亀岡市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 2 号様式（裏）を次のように改める。

## 注 意 事 項

- 1 この証によって、療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1月につき、次に記載した額を限度とします。  
＜入 院＞①区分Ⅰの場合は、15,700円  
②区分Ⅱの場合は、25,700円  
＜入院外＞①区分Ⅰの場合は、8,000円  
②区分Ⅱの場合は、11,000円  
制度改正等により、金額が変更になる場合があります。
- 2 療養を受けるときは、電子資格確認を受ける際に「福祉医療費受給者証」にこの証を添えて窓口で提示するか、「資格確認書」に「福祉医療費受給者証」及びこの証を添えて窓口で提示してください。
- 3 次の事項に該当する場合は、直ちにこの証を亀岡市に返還してください。
  - (1) 老人医療費を受けることができなくなったとき
  - (2) 限度額適用認定の条件に該当しなくなったとき
  - (3) 有効期間を経過したとき
- 4 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて、亀岡市に届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として罰せられることがあります。
- 6 差額ベッド代等、医療保険の給付対象とならないものには適用されません。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。